*JOI Online 短信 Vol. 46（2025 年 5 月 29 日）*

# サウジアラビア民法（３）：
# 建設契約に関する法律の解説シリーズ

## 建設プロジェクトへの利子の請求権

Pinsent Masons LLP

民法の規定が整備されたことで、サウジアラビアにおいて建設請負業者は、民法の規定に従って慎重に損害賠償請求を組み立てることにより、支払い遅延に対する損害賠償請求を成功させる余地があります。

しかし、利子の回収を禁じるシャリーア法の原則に違反しないために、建設契約の当事者は、契約のファイナンスの条項と、これらの条項に基づいて提起する請求について非常に慎重かつ明確にする必要があります。

サウジアラビアの法律が規定していることをより深く理解するためには、建設請負業者 は民事取引法(民法)に精通する必要があります。建設契約の利害関係の面から、その規定から契約に何を盛り込むべきかを以下に取り上げます。

### 中東全域での利子請求

一般的に言えば、建設契約での紛争では、支払い遅延や未払い金の回収が争点になることがよくあります。中東の法的状況には多くの類似点がありますが、利子の回収は相違点がある分野の１つです。

アラブ首長国連邦の法律は、契約または法律に基づく請求として、利子の回収を明示的に認めています。一方、カタールでは、貸し手が金融機関でない限り、ローンに利子を課すことは一般的に禁止されていますが、支払いの遅延の結果として発生した金融費用は、一定の条件下においては回収可能です。サウジアラビアは、政策としていかなる状況においても利子を請求することが禁じており、その独特の強硬姿勢で注目に値します。

そういった状況の理由は、2023 年 12 月 16 日に民法が施行されるまで、サウジアラビアにおける契約法はシャリーアの成文化されていない原則、つまりイスラム法に準拠していたためです。シャリーアは多くの派生した考え方から成り立っており、原則として戻れる唯一のシャリーア原則というものがないため、宗教学者に個別に解釈し

てもらう必要があります。イスラム法のハンバリ学派の伝統的な見解は、サウジアラビアで主に採用されていますが、利子は「リバ（riba）」すなわち「高利貸し(usury)」の一形態と見なされ、厳しく禁じられています。そのため、サウジアラビアの裁判所は、契約がこれに反して利子請求権を認める合意していても、利子を認めません。

## 民法における規定

民法には利子に関する明示的な規定がありません。このことは、この法律が、利息の請求を禁じるシャリーア(イスラム法)が定めた一般的な立場を保持していることを示唆しています。 この立場は、民法の第一条ではシャリーア原則に基づいていることを定められています。第一に民法であり、それが触れていないところでは、シャリーア法に触発された法的格言である「全体的な規則」、その後にイスラム教のシャリーアのより広範な原則が適用されます。

民法には利子は明示的に言及されていませんが、その規定の一部、特に貸付金の付与と補償の契約上の確定では利子の禁止は明示されています。貸付契約の文脈では、第 385 条では、貸付金の返済額の増加を規定する契約条項は無効であると規定しています。第 178 条では、当事者が契約上の義務の違反に対して支払うべき補償を事前に決定することを認めており、当該義務が「金銭的」である、つまり金銭の支払いに関連する場合、補償の合意を認めないという警告が含まれています。

## ファイナンス債権の回収可能性

民法のこれらの規定、およびより一般的には利子の全面的な禁止は、サウジアラビアの建設契約の当事者にとって重要な意味を持ち、請負業者に特に支払いの遅延または遅延の利息を回収できない可能性を与えます。これは、支払い紛争の真っ只中にある請負業者が、契約上の権利や商業的交渉が解決されるまでの間、自己負担したり、外部資金調達に頼ったりする必要が生じることが多い、工事を遅延なく進めることが求められる建設業界では特に当てはまります。

民法は利子の回収を認めていないため、またシャリーア法に基づく根本的なアプローチに照らして、支払い遅延に罰金や利子を適用する契約条項がサウジアラビアの裁判所によって執行される可能性は低いです。ただし、これは、財務上の請求が不可能であることを意味するものではありません。

民法は、相手方が契約上の義務に違反したために損害を被った当事者に対して、修復的補償の形で救済策を提供しています。特に、民法第 137 条および第 138 条は、第 180 条と併せて、違反していない当事者に対して、契約違反がなければ発生しなかった損失や逸失利益について賠償が必要であるとしており、違反していない当事者を本来あるべき地位に戻すための補償を要求できます。これらの規定により、当事者は利子の支払いそのものを請求することはできないが、通常の金融における金融費用の形

で、支払いの遅延または不履行の当然の結果として実際に生じた損害を立証できた場合のみ、損害賠償請求が成功出来る可能性があるということです。

**考慮すべき制限**

しかし、民法の補償規定には、いくつかの重要な制限があります。例えば、第 171 条は、債務の履行遅延については、債務者の支配外の事由によることが証明されない限り、債権者は遅延の結果として被った損害の補償を受ける権利を有すると規定しています。より一般的には、第 180 条は、契約違反によって被った損害は、「契約締結時に通常予想されていた」場合にのみ補償されると規定しています。また、第 137 条に基づき、違反していない当事者が、その違反によって生じる損害を回避するための「合理的な努力」が期待されています。

そのため、支払いの遅延により相手方が損害を被った場合にその損害について相手方に責任を負わせるという意図を示す適切に作成された損害賠償条項は、民法に規定されている予見可能性の要件を満たす上で非常に重要です。同様に、支払いの遅延が契約違反に相当することを立証するには、明確に定義された支払い条件が必要です。

これらすべてを念頭に置いて、支払い義務の違反から直接生じる損害賠償は、金融手数料、その他の雑費、さらには逸失利益の形であっても、民法の規定と一致する方法で請求された場合、回収できる可能性があります。ここでは立証が重要な要素であり、請負業者は支払いの遅延に起因する経済的負担を文書化し、慎重かつ正確に財務請求に取り組むことが大事です。

イスラム教のシャリーア(イスラム法)の原則に基づいてサウジアラビアでの利子の禁止が続いていることは、金融手数料の請求に複雑さを加えています。この法律により建設契約では、当事者が実際の損害または損失に重点を置かなければなりません。契約締結時の支払い義務違反の請求権の設定及び請求時における請求要素の立証を慎重に考慮することが必要です。そうすることで、請負業者は、支払いの遅延によって生じる問題に対して公正な救済を求めることができます。

**メリッサ・マクラーレン、ジャック・ティヴィー、ザイド・アブ・ダハブ、マーク・レーモント、ネズリーン・オスマンが共同執筆（ピンセント・メイソンズ）。**
**翻訳者：カーラ・ハワード。**